簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和８年１１月１１日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　　森下　博之

１．業務概要

（１）業　務　名　島原税務署（Ｒ８）改修外設計業務
（電子入札及び電子契約対象案件）

（２）業務の目的　島原税務署及び大村法務総合庁舎の改修工事の実施設計を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

＜Ａ業務＞

・島原税務署の建築改修（防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、躯体改修）、浄化槽改修及びこれらに付随する電気・機械設備改修並びに仮設便所の設置を行う改修設計業務

施設名称　島原税務署
所 在 地　長崎県島原市弁天町１－７４０３
構造規模　庁舎　鉄筋コンクリート造２階建　延べ面積　900.00 ㎡　改修１棟

＜Ｂ業務＞

・大村法務総合庁舎の建築改修（防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修）及び火災報知設備改修並びにこれらに付随する電気・機械設備改修を行う改修設計業務

施設名称　大村法務総合庁舎
所 在 地　長崎県大村市東本町５３４
構造規模　庁舎　鉄筋コンクリート造３階建　延べ面積1,199.23 ㎡　改修１棟

（３）本業務は、受注者の円滑な業務履行体制の確保を図るため、余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した業務完了期限までの間で、受注者は業務始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式８により、業務の始期及び終期を通知すること。ただし、発注者が想定する履行期間よりも１０％以上短い履行期間を設定しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

全体履行期間：契約締結日の翌日から令和９年１１月３０日
発注者が想定する最大の余裕期間：７０日間
発注者が想定する履行期間：２４４日

（４）本業務は、簡易公募型競争入札方式に準じた手続きにより参加希望者を公募し建設コンサルタント等を選定する業務である。

（５）本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、（８）及び（９）（予定価格が５００万円以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を

厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（６）本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式１を支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(http://www.qsr.mlit.go.jp)の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式１の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

１）提 出 先：６．（１）に同じ。

２）受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の９時３０分から１７時００分まで。

（７）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

（８）本業務は、予定価格が１，０００万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

（９）本業務は、予定価格が５００万円以上１，０００万円以下の場合、業務品質確保の観点から九州地方整備局が品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

(10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(11) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(12) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年１２月３日付国官技第３０９号、国官総第１８２号、国営整第１４１号、国港総第５０１号、国港技第７８号、国空予管第９９１号、国空空技第３７９号及び国空交企第２６７号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

２．指名されるために必要な要件

（１）入札参加者に要求される資格

１）単体企業

①予決令第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であ

ること。

②九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

２）設計共同体

２．（１）１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年１１月１１日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表１①に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

３）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ａ）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。b）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。b）において同じ。）の関係にある場合

ｂ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ⅰ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
イ）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ロ）会社法第 2 条 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ハ）会社法第 2 条 15 条に規定する社外取締役
ニ）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
（ⅱ）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
（ⅲ）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
（ⅳ）組合の理事
（ⅴ）その他業務を執行する者であって、（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げる者に準ずる者
ｂ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
ｃ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
なお、①及び②については、入札書提出期限以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。

（２）参加表明書に関する要件
１）管理技術者（※1）は一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1　一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
２）管理技術者及び主たる分担業務分野（※3）（総合分野）の主任担当技術者（※2）は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。
３）管理技術者及び記載を求める主任担当技術者（総合分野）は、それぞれ１名であること。
４）管理技術者と記載を求める主任担当技術者（総合分野）との兼任を認める。ただし、兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし、兼任するとした分担業務分野の主任担当技術者の『評価項目　技術力』の評価点を「０点」とする。
５）管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、平成２８年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。
６）主たる分担業務分野（総合分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

７）電気分野、機械分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

８）業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が国土交通省九州地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

９）設計共同体の場合は、以下の要件を満たしていること。

①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

②管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に所属していること。

③一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

④一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）第 15 条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、様式５に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
総　合	令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構　造	同上「構造」
電　気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機　械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

３.入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

４．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

３）本業務は、調査基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するための対策を行うものとする。

①業務の実施内容を確認するため、業務実施報告書を毎月管理技術者から提出すること。

②現地調査は、管理技術者が立ち合い又は自ら実施し、現地調査完了時に調査報告書を提出すること。

③実施設計図が現地の状況を的確に反映しているかを検証するため、審査用資料を提出する前に、管理技術者が立ち会い又は自ら現地の確認を実施し、現地確認完了時に確認報告書を提出すること。

④①から③に対応するために要する費用は受注者の負担とし、契約変更の対象としない。

なお、詳細については、入札説明書によるものとする。

４）上記において、落札となるべき評価値が同値である者が２人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにて落札者を決める。

（２）総合評価の方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(１－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は６０点とする。

３）技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、③については本業務の予定価格が５００万円以上の場合に評価項目とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案の履行確実性

④賃上げの実施に関する評価

⑤ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）等の推進に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝６０点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

なお、③技術提案の履行確実性を評価項目とする場合は、技術評価の得点合計及び技術提案評価点の算出は以下のとおりとする。

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）＋（④に係る評価点）＋⑤に係る評価点

技術提案評価点＝（②に係る評価点）

４）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

５）詳細は、入札説明書による。

５．品質確保基準価格

（１）品質確保基準価格を下回った場合は、「４．（１）落札者の決定方法 ２)」と同様の調査及び「４．（１）落札者の決定方法 ３)」と同一の品質確保対策を行うものである。

（２)「４．（１）落札者の決定方法 ２）及び３)」に記載されている「調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第86条の調査」は「品質確保基準価格調査」と読み替えて適用する。

（３）品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

６．入札手続等

（１）担当部局

〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7

九州地方整備局 総務部 契約課 契約第二係

電話 092-476-3509（直通）　内線 2532

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。

交付期間は別表１③に示す日時。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに上記６．（１）の担当部局に連絡すること。

（３）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記２．（１）１）の②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び④に掲げる本支店等の登録を行っている者とする。

また、上記２．（１）２）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が指名されるためには、指名通知の時において当該資格の認定を受けていなければならない。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（令和６年５月９日付け国会公契第１号、国官技第 46 号、国営管第 48 号、国営計第 13 号、国営整第 14 号、国港総第 27 号、国港技第９号、国北予第２号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成 10 年３月９日付け建設省厚契発第 18 号、建設省技調発第 63 号、建設省営建発第 22 号）を準用し、別表１⑦に示す日とする。

（４）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限：別表１①に示す日時

２）提出場所：上記６．（１）に同じ

３）提出方法：①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が１０ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

（５）指名通知の期日

指名通知の日は別表１②に示す日。

（６）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限：別表１④に示す日時

２）提出場所：上記６．（１）に同じ。

３）提出方法：①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が１０ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

（７）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

１）入札書の提出期限日時

別表１⑤に示す日時

２）入札書の提出方法

①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

②紙入札方式による場合

持参すること。

３）提出場所
上記６．（１）に同じ。
４）開札の日時及び場所
開札は、別表１⑥に示すとおり。

７．その他
（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
（２）入札保証金及び契約保証金
１）入札保証金　免除。
２）契約保証金　納付。
（３）入札の無効
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
（４）手続きにおける交渉の有無　　無。
（５）契約書作成の要否　　要。
（６）関連情報を入手するための照会窓口　上記６．（１）に同じ。
（７）本業務の予定価格が５００万円以上の場合は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
（８）詳細は入札説明書による。

別表１

①	参加表明書の提出期限	令和８年１１月１９日１７時００分まで
②	指名通知の日	令和８年１２月３日を予定する。
③	説明書の交付期間	公示日から令和９年１月７日までの休日等を除く毎日、８時３０分から１８時００分まで。
④	技術提案書の提出期限	令和８年１２月１１日１７時００分まで
⑤	入札書の提出期限日時	令和９年１月７日１７時００分
⑥	開札の日時及び場所	開札は、令和９年１月８日１０時００分 九州地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
⑦	「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の７における申請期限	令和８年１２月２５日